

## 案内

### 地籍調査の成果の閲覧実施

平成30年度（2018年度）に地籍調査（現地調査）を実施した次の地区について、成果の閲覧を実施します。

該当する土地の所有者など、関係者の皆さまは必ず期間内にお越しください。この期間内にのみ誤り等訂正の申し出をすることができます。

● **地区**／大字立石の一部  
● **期間**／1月11日（土）～1月30日（木）

● **時間**／9時～17時  
※期間内の土日を含む

● **場所**／金屋庁舎2階 地籍調査課 事務室

問 地籍調査課（金屋庁舎）

### 水道の宅内等漏水に注意してください！

長期で家を空ける場合や、水道管凍結による漏水事故が多発しています！

● **宅内等漏水とは**／水道メーターより家側（内側）で水道管が破裂などとして、水が漏れている状態のことです。

● その場合の水道料金（下水道使用

### 料など含む）

原則、水道使用者さまに全額お支払いいただきます。

※漏水にかかる水道料金の減免に関する取り扱い要領に該当すれば減免できません。ただし該当しても全額免除ではありません。

● **長期に家を空ける場合の漏水防止方法**

・水道の元栓を閉めて、水抜きをする。

・「水道中止届（手数料無料）」の提出を検討してください（再開時、開始届の提出と手数料1000円が必要）。

● **冬場の水道管凍結から漏水を防止する方法**

・蛇口をわずかに開き、少しずつ水を出しておく。

・水道管や蛇口の部分に、発泡スチロールなどの保温筒や布を巻いて保温する。さらに、その上にビニールなどの水を遮断する材料で覆うと効果的。

・水道管の水抜きをする。

※水抜きの方法／まず元栓を閉めて、一番低いところにある蛇口を開け、水道管の中の水を抜いてください。なお、元栓を開ける際には、必ず蛇口が閉まっているかを確認してから開けてください。

● もし水道管が凍ってしまったら

タオルをかぶせて「ぬるま湯」をゆっくり水道管や蛇口にかけてください。直接熱湯をかけると、逆に水道管などを破損してしまう恐れがあります。

● **漏水しているかも？と思ったら（自分で調べる方法）**

蛇口を全部閉めてメーターボックスの扉を開けると、水道メーターの丸いふたがあり、その中にパイロット（銀色の八角形状で羽が3つついたもの）があります。それが止まっているか注意深く見てください。動いていれば漏水の恐れがあります。

● **漏水の恐れがあるとき・発見したとき**

まず水道の元栓を閉めて、破損部分が分かればテープや布などで巻き付けて応急処置をし、そのまま「有田川町指定給水装置工業者」に修理の依頼をしてください。なお、修理費用は所有者や使用者のご負担となります。

● **蛇口の閉め忘れにご注意ください**

蛇口の閉め忘れなどで、水道料が過大になる場合があります。水道を使う際は閉め忘れがないようにご注意ください。

問 水道課

### 広告

広告に関するお問い合わせは、株式会社 和歌山毎日広告社（☎073-423-9291 FAX073-428-2403）